○国土交通省告示第四百七十五号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月二十三日から三十日間国土交通省東北地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成三十年三月二十三日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名　東北縦貫自動車道弘前線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
岩手県紫波郡矢巾町大字上矢次第一地割一番三から同県紫波郡矢巾町大字煙山第一九地割七九番一〇まで	前	最小 三二四	二九八
	後	最大 三二六 最小 六六	

○国土交通省告示第四百七十六号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月二十三日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成三十年三月二十三日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名　中央自動車道西宮線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
岐阜県安八郡安八町中字不納場六四〇番から同県安八郡安八町中字六反四二七番二まで	前	最大 三二六 最小 三二	五九〇
	後	最大 三二六 最小 三二	

○国土交通省告示第四百七十七号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月二十三日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成三十年三月二十三日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名　第一東海自動車道

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
名古屋市守山区大字下志段味字上東禅寺二四七七番二から同市守山区大字下志段味字下東禅寺二四三七番二まで	前	最大 二三〇 最小 一五〇	八六
	後	最大 二三二 最小 一五〇	

○国土交通省告示第四百七十八号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月二十三日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成三十年三月二十三日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
中央自動車道西宮線	岐阜県安八郡安八町中字不納場六五四番二から同県安八郡安八町中字六反三九二番二まで	平成三十年三月二十四日十六時

○国土交通省告示第四百七十九号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月二十三日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成三十年三月二十三日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
第一東海自動車道	名古屋市守山区大字下志段味字上東禅寺二五七四番二から同市守山区大字下志段味字西島二四一二番一まで	平成三十年三月二十四日十五時

○国土交通省告示第四百八十号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月二十三日から三十日間国土交通省東北地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成三十年三月二十三日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
東北縦貫自動車道弘前線	岩手県紫波郡矢巾町大字上矢次第一地割三〇八番から同県紫波郡矢巾町大字煙山第一九地割七九番一〇まで	平成三十年三月二十四日十五時

○国土交通省告示第四百八十一号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月二十三日から三十日間国土交通省北陸地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成三十年三月二十三日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
北陸自動車道	能美市吉原釜屋町カ字五番三から同市吉原釜屋町カ字三番二まで	平成三十年三月二十五日十五時

○国土交通省告示第四百八十二号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月二十三日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成三十年三月二十三日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
近畿自動車道敦賀線	福井県三方上中郡若狭町鳥浜一〇号横割三八番二から同県三方上中郡若狭町生倉四一号観音川南一一番まで	平成三十年三月二十四日十三時